

広域連携の推進について

これまでの広域連携の取組

ヒト

脆弱な組織体制

- 水道/下水道事業に携わる職員数は、ピーク時と比べ、4割前後減少
- 5万人規模以下の事業体では、平均職員数が10数名以下での運営を余儀なくされている状況

モノ

老朽化の進行: 高度経済成長期に整備された施設が老朽化

- ㊤ : 年間約2万件の漏水・破損事故が発生
- ㊤㊤ : 耐用年数を超えた管路の割合が年々上昇中(R4年度: ㊤23.6% ㊤7%)
- ㊤ : 年間約2,600件の下水道起因道路陥没事故が発生

耐震化の遅れ

- ㊤ ㊤ : 重要施設への水道・下水道管路の両方が耐震化されている重要施設は約15%。大規模災害時には断水やトイレが使用できない期間が長期化するリスク。

施設能力の余裕: 人口減少による水需要／排水量の減少

カネ

脆弱な経営基盤:

- ㊤㊤ : 上下水道事業は主に市町村単位で運営されており、小規模事業者ほど料金回収率／経費回収率が低い状況
- 計画的な更新のために必要な資金を十分確保できていない事業者も多い

- 
- これらの課題を解決し、将来にわたり、安全な水の安定供給や汚水処理サービスを維持していくために、上下水道の基盤強化、特に広域連携を図ることが必要不可欠
 - 特に、中小規模の事業体では上記のような問題が現実になっており、今後も加速度的に問題が深刻化することを踏まえた対応が必要

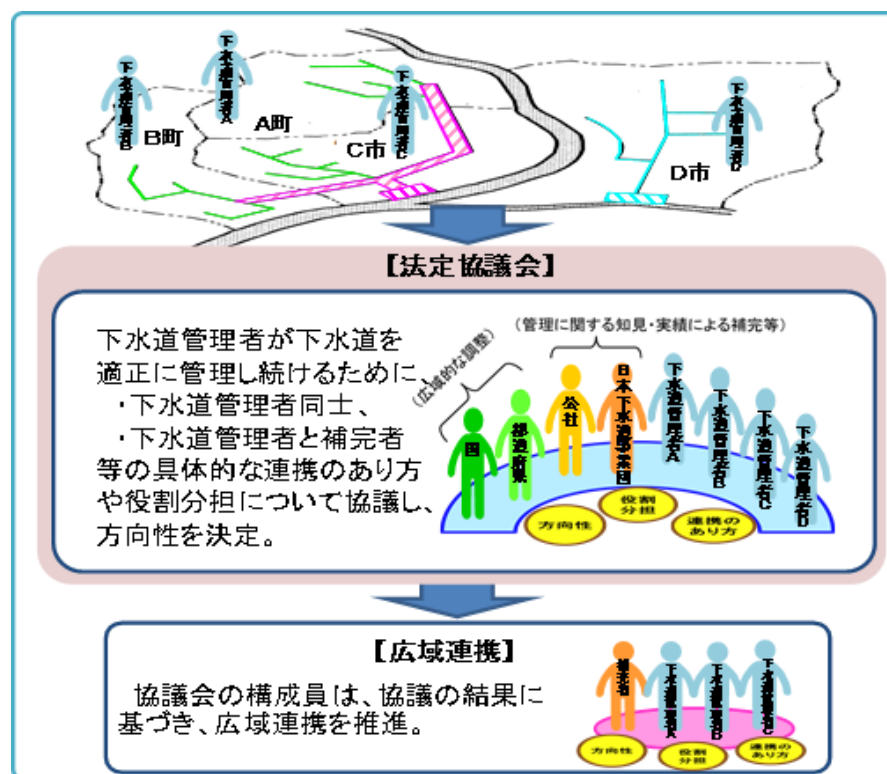
これまでの汚水処理事業における広域連携

令和7年5月20日「第4回 上下水道政策の基本的なあり方検討会」
資料2に一部加筆より

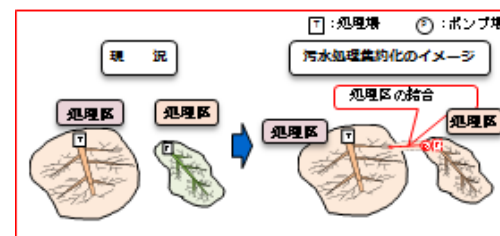
- 従来より、汚水処理の適正な役割分担のもと、同一市町村内での施設の統廃合や下水道汚泥の共同処理等、ハード中心の広域連携が進められてきたところ。
- 2015年5月に改正された下水道法(第31条の4)において、複数の下水道管理者による広域的な連携に向けた協議の場として、協議会制度を創設。
- 社会資本整備重点計画等において、汚水処理の広域連携を推進するための目標として、以下の2つを設定。
 - (1) 全ての都道府県における広域化・共同化に関する計画策定(全都道府県で策定済)
 - (2) 汚水処理施設の統廃合に取り組む地区数
(平成29年度以降、587箇所で統廃合を実施済) ※令和6年度末時点

【法定協議会】

【広域化・共同化の取組事例】



処理区の統合



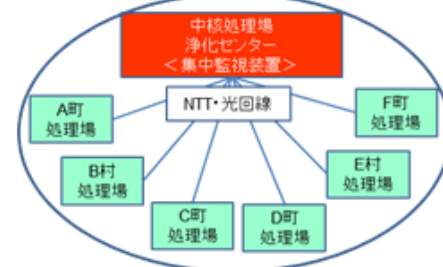
下水汚泥の共同処理



維持管理業務の共同化



ICT活用による集中管理



広域連携に係るマニュアル等の公表状況

- 総務省、農林水産省、国土交通省、環境省の連名で、令和2年4月に「広域化・共同化計画策定マニュアル（改訂版）」を、令和6年4月に「広域化・共同化計画実施マニュアル」を公表。
- また、先進的な取組事例を紹介するため、令和7年3月に「下水道事業における広域化・共同化の事例集」を更新。
- 上記の取組により、広域連携を推進してきたが、ハード面での広域連携に主眼が置かれてきた。

広域化・共同化計画策定マニュアル （改訂版）

広域化・共同化計画策定マニュアル
（改訂版）

令和2年4月

総務省
農林水産省
国土交通省
環境省

広域化・共同化実施マニュアル

広域化・共同化計画実施マニュアル

令和6年4月

総務省
農林水産省
国土交通省
環境省

広域化・共同化の事例集

下水道事業における
広域化・共同化の事例集

令和7年3月

国土交通省 水管理・国土保全局 下水道事業課

- これまで施設の統廃合などに着目してハード中心の広域連携進めてきたことや、自治体間の利害関係による合意形成の難しさもあり、事業統合や経営の一体化の事例は少ない上に、事業の開始後に実施された事例はない。
- 事業統合や経営の一体化により、事務事業の執行に係る権限や責任が新たな法人格に集約され管理する主体が一つになることで、ヒト・モノ・カネといった経営資源に係るマネジメントを一元的に行う結果、広域での「経営の全体最適」の視点を常に持った管理を実行可能。

広域連携形態		内 容	事 例
事業統合		・ <u>経営主体も事業も一つに統合された形態</u> (下水道法の事業計画、組織、料金体系、管理が一体化されている)	取手地方広域下水道組合 坂戸、鶴ヶ島下水道組合 中新川広域行政事務組合 等 ※全て事業着手時点で設立
経営の一体化		・ <u>経営主体は同一だが、下水道法の事業計画上、事業は別形態</u> (組織、管理が一体化されている。事業計画及び料金体系は異なる)	※都道府県が複数の流域下水道を管理する場合は形態は似ているが、市町村が下水道使用料を徴収しているので厳密には異なる。
業務の共同化	管理の一体化	・ <u>維持管理の共同実施・共同委託</u> (水質検査や施設管理等) ・ <u>総務系事務の共同実施、共同委託</u>	長崎県波佐見町・東彼杵町 奈良県橿原市・大和高田市 等多数
	施設の共同化	・ <u>下水道施設の共同設置・共用</u> (下水処理場・污泥処理施設など)	岡山県津山市・鏡野町・美咲町 等多数
その他		・ 災害時の相互応援体制の整備、資材の共同整備等	多数

汚水処理の「広域化・共同化計画」におけるハード・ソフト対策

令和7年5月20日「第4回 上下水道政策の基本的なあり方検討会」資料2より

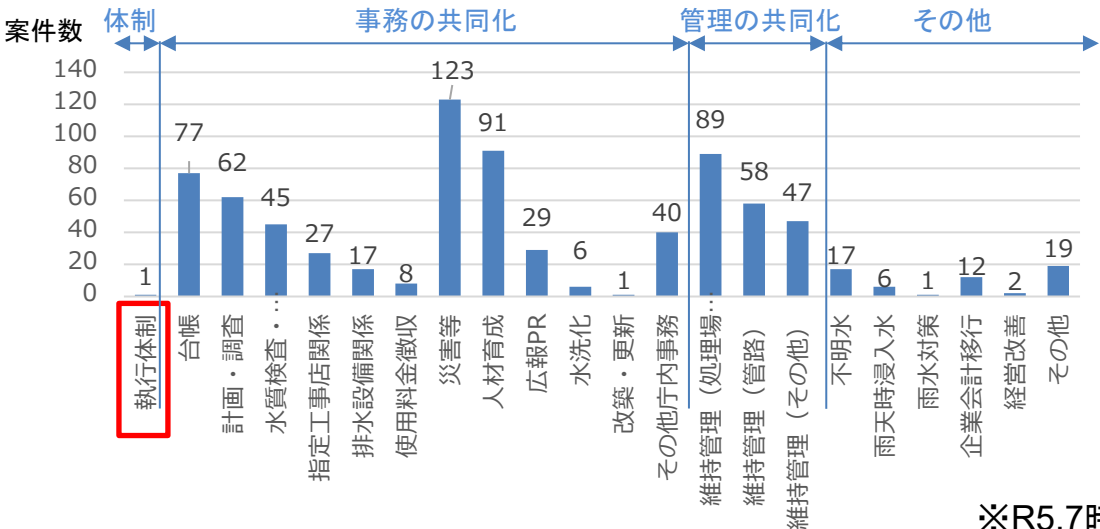
- 全都道府県において、令和4年度までに汚水処理の広域化・共同化計画を策定済み。
- 統廃合による汚水処理施設の廃止予定施設数は約2,000箇所（現有施設の約27%）。
- 広域化・共同化計画に基づくソフト対策は、約780件実施されている一方、体制整備に関する取組は、「経営の一体化に取り組む」としている1件に留まっている。

広域化・共同化計画に位置づけられたハード対策

施設の分類	廃止予定施設数	施設数(R3末)
下水道	250	2,132
集落排水(農集・漁集)	1,662	5,208
その他(コンプラなど)	122	230
合計	2,034	7,570

共同化等の事業の分類	案件数
汚泥処理共同化	122
し尿処理受入	160

広域化・共同化計画に位置づけられたソフト対策



広域連携の検討にあたっての課題

令和7年5月20日「第4回 上下水道政策の基本的なあり方検討会」 資料2より

項目	課題の内容
管理者	● 一部事務組合または広域連合の長による、流域下水道管理者と公共下水道管理者の兼務に関する制度上の整理
責任・権限	● 移管前の施設の状態に起因した管理瑕疵が発生した場合の責任分担 ● 浸水被害が発生した場合の責任分担
合意形成	● 構成市町村の事業要望に対する実施事業の決定方法 ● 使用料改定に係る決定方法
財源	● 構成市町村間の使用料水準の統一の必要性 ● 事業量(汚水整備、雨水整備)に応じた構成市町村間の費用負担のあり方 ● 過年度の起債残高とその償還財源の取扱い ● 新組織移行による財政措置の取扱い
施策	● 構成市町村が組織一本化前に実施していた独自施策の取扱い
事務事業	● 構成市町の条例・要綱等で定められた各種の基準、手続き様式等の統一(法令上、必要があるかも含めて) ● 業務で使用する各種業務管理システムの統一 ● 施設の維持管理水準の統一(法令上、必要があるかも含め)
職員	● 新組織の職員構成とその身分

赤字: 経営統合を実現する上で重要な論点となる課題

- 下水道法上は、汚水と雨水の下水道管理者が分離することへの制限となる規定はない。
- 一般会計で整備等をしている「雨水事業」の取り扱いについて、新組織（一部事務組合または広域連合）への移管、職員の身分、事業の担い手などを考慮して、新組織と構成市町村との責任分担について整理する必要がある。
- 経営統合後の法的な責任分担とは別に、統合前に整備した施設に起因する被害の責任の所在、整備による受益に対する財源や人員の負担割合等について合意形成を図る必要がある。

項目		ケース1	ケース2	ケース3
新組織への移管	汚水	○	○	○
	雨水	○	○（市町村へ事務委託）	－
市町村の職員の身分	汚水	出向・転籍	出向・転籍	出向・転籍
	雨水	出向・転籍	残留	残留
事業の担い手	汚水	新組織に出向・転籍した市町村職員	新組織に出向・転籍した市町村職員	新組織に出向・転籍した市町村職員
	雨水	新組織に出向・転籍した市町村職員	残留した市町村職員 ※ 新組織から市町村が「雨水事業」の事務委託を受ける	残留した市町村職員

※：市町村から職員が出向し、新組織の他職員から技術支援を受けて業務を実施、出向が難しい場合は新組織の職員が業務を実施

広域連携推進にあたっての核となる都市の負担(事例)

令和7年5月20日「第4回 上下水道政策の基本的なあり方検討会」資料2より

- 広域連携を検討する市町村には、使用料単価に大きなばらつきがあるケースが多く、施設のストック量(に応じた耐震化等の事業履行債務)などにも差があることから、この差違に起因した不公平感が生じやすい。
- 将来、事業統合を実現する上では、市町村間の差違に関して丁寧な合意形成を図る必要がある。
- その際、核となる都市(以下表のケースではA市)については、自市にとってのメリットが生じづらいケースが多いことが想定されるため、広域連携を進めるためには、第三者的な立場からの都道府県の関与や、核となる都市への動機づけ・インセンティブの導入が不可欠である。

某広域連携ブロックの各市町における下水道使用料等の現状

	人口	20m ³ あたり 下水道使用料(月額)	下水道管路 管理延長(km)	重要施設に接続する 下水道管路の 未耐震管路延長(km)
A市	1,000,000	1,900	5,000	20
B市	60,000	2,000	300	10
C市	50,000	3,900	250	20
D町	40,000	1,600	150	5
E町	20,000	2,500	100	25
F町	10,000	3,100	50	5

※四捨五入して概ねの値を記載している。

DXによる生産性向上(省人化・省力化)の推進

令和7年5月20日「第4回 上下水道政策の基本的なあり方検討会」資料2より

- 施設の老朽化や現場の担い手の減少などが進行する中、将来にわたり上下水道サービスを提供し続けるためには、デジタル技術を活用して、業務を効率化し広域連携の成果を高める「上下水道DX」の推進が必要。
- 上下水道DXの進め方や具体的方策等について、令和7年4月10日に「上下水道DX推進検討会」において中間とりまとめをしたところ。

「中間とりまとめ」の概要

○上下水道事業におけるDX推進目標

メンテナンス効率の向上や広域連携の加速、大規模災害発生時における上下水道の早期機能回復などの事業の基盤強化に加え、異業種との連携による新たな価値の創出

○上下水道事業でのDX推進の視点

テーマ1

【広域連携により、小規模自治体への導入加速化】

業務の共通化

(優れた業務の分析・共通化・横展開)

テーマ2

【最低限度のデジタル化を末端まで実現】

情報整備・管理の標準化

(情報整備・管理のあり方)

テーマ3

【新技術をカタログに適宜盛り込み、対象技術を拡大】

DX技術実装

(DX技術カタログの策定)

テーマ4

【DX技術導入を含む経営改善の取組の促進】

現状可視化

(経営状況等のみえる化、政策ダッシュボードと連携)

- DXにより、現場作業や行政事務の生産性を向上(省人化・省力化)させ、働き方を変革する。
- 広域連携により上下水道管理を担当する職員の負担が過重にならないような分業体制が再確保されることでDXにも取り組みやすくなるほか、広域連携の成果を高める観点からは、DXにより、施設の調査など構成員に共通する「業務の方法」や構成員の施設の管理情報に係る「仕様」を統一して省力化を図ることや、経営情報を「見える化」して意思決定をしやすくすることなども期待される。

「複数自治体による事業運営の一体化」と「集約型・分散型のベストミックスによる施設の最適配置」

「上下水道政策の基本的なあり方検討会」第2次とりまとめの概要

基本認識

事業運営

人口減少に伴う収入の減少、職員数の減少、維持管理業務の拡大
→ **広域連携**に伴う**事業規模拡大による業務執行体制の強化**を

施設配置

更新需要の増大、人口減少に伴うシステム効率の低下
→ **集約型・分散型のベストミックスによる施設の最適配置**を

強靱で持続可能な上下水道インフラを次世代に守り継ぐ

という、将来に対する使命を果たす!!

(1) 複数自治体による事業運営の一体化

執行体制の強化に向けた事業運営の一体化をはじめとする広域連携を
国主導で推進

- ① 国の基本方針策定や各主体の責務の明確化、都道府県による広域連携の推進
(都道府県による協議会の設置、広域連携推進のための計画策定)
- ② 様々な広域連携の取組を可能とする制度の充実
(都道府県による公共下水道の管理や復旧代行、大都市等による維持修繕・改築代行制度)
- ③ 事業運営の一体化に向けた取組を支える財政支援(個別補助事業)
- ④ 事業運営の一体化に取り組みやすくする仕組み(資機材規格・仕様の統一、積算基準整備)
- ⑤ 事業運営の一体化の規模等の考え方とメリットの共有
(都道府県単位やそれ以上の広がりも視野に入れ、少なくとも10万人程度の人口規模を確保)
- ⑥ 地元企業が長期的に安定して参画できる広域型の「水の官民連携」の推進
(地元企業が主体的に参画できる仕組みづくり)

(3) 上下水道を将来に繋ぐための人材確保・育成

- ① 人材確保に向けた広報手法の確立と産学官連携体制の構築(リアルな広報、モデル事業)
- ② 生産性向上による処遇・労働環境改善(DX実装、積算基準整備)
- ③ 広域的な人材確保・育成のネットワーク構築(他分野連携、専門人材プール機関の活用)

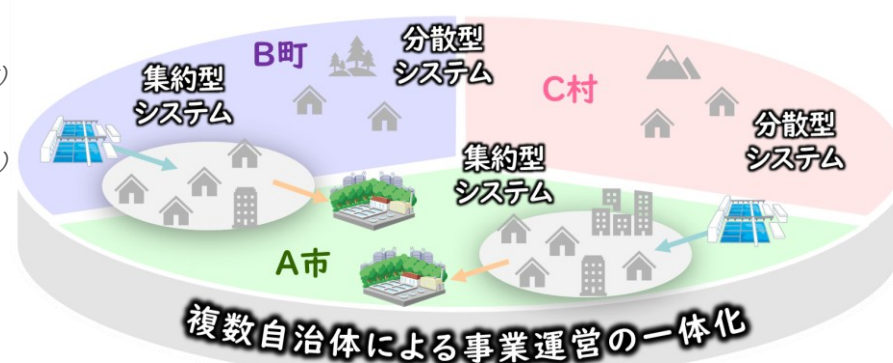
(4) 老朽化対策を着実に進める経営の実現

- ① 危機感を共有する経営課題の見える化(維持管理情報の公表)
- ② 更新を見据えた適正な料金設定の考え方の明確化
(算定基準の明確化や収支見通しの公表)
- ③ 経営基盤強化の加速化
(国土強靱化、事業運営の一体化、分散化、複線化等への財政支援)

(2) 集約型・分散型のベストミックスによる施設の最適配置

人口減少により既存の集約型システムが非効率となる地域は、
多様なシステム・技術を組み合わせ、分散化など「施設の最適配置」を推進

- ① 給水区域内の集約型と分散型のベストミックスの実現
(分散型を導入する場合の考え方、制度上の位置づけ、手続き等の整理)
 - ② 分散型システムのDX技術開発、効率的な維持管理手法の構築
(分散型システムの技術開発の推進、広域連携や他のインフラ分野との連携)
 - ③ 小規模水道の今後のあり方
(全ての国民が将来にわたり持続的に安心して水を使用できるよう、水道法適用外の水道を含む小規模水道のあり方をナショナルミニマム確保の観点から引き続き検討)
- 【水道】
- ① 汚水処理システム全体の最適化(集約型・分散型のベストミックス)
(下水道整備予定区域を厳選する考え方の提示、ベストミックスの再点検)
 - ② 下水道区域の縮小・廃止に係る手続きの明確化
(分散型システムに転換する手続きの明確化)
- 【下水道】



事業運営の一体化と施設の最適配置(イメージ)

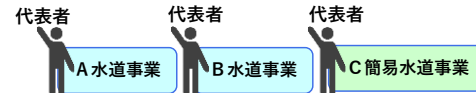
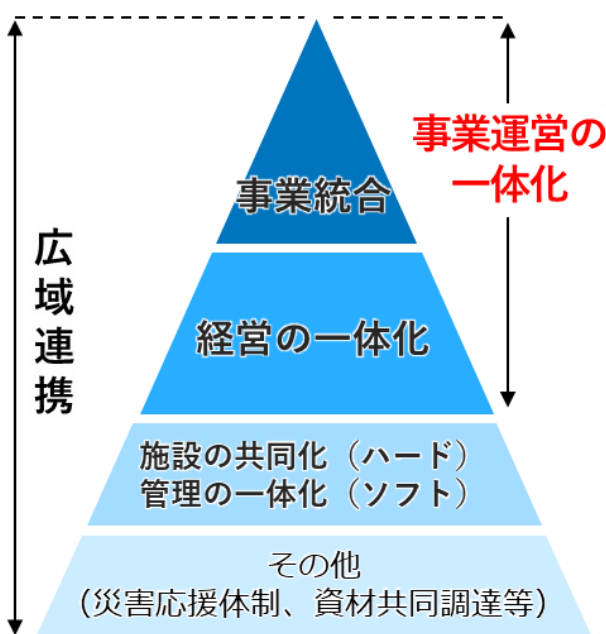
取組の方向性

「複数自治体による事業運営の一体化」の推進

「上下水道政策の基本的なあり方検討会」第2次とりまとめの概要

- 広域連携には様々なレベルがあるが、経営基盤の強化の観点からは、経営主体が単一となり、経営資源（ヒト・モノ・カネ）を一元的に管理する「**複数自治体による事業運営の一体化**」（**事業統合または経営の一体化**）を特に推進する必要。
- 事業運営の一体化により、執行体制の強化、運営規模の拡大、一元的なマネジメントが図られ、事業体・住民・産業界全体への多様な効果・メリットを期待。

事業運営の一体化（事業統合または経営の一体化）



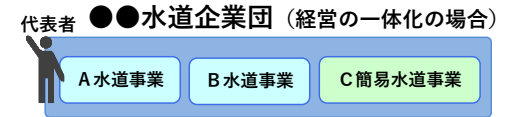
期待される効果・メリット

執行体制の強化

- ・ 技術職はじめ職員確保ができない自治体も、**専門能力（技術力、発注能力、マネジメント能力）を確保** 職員確保と最適配置により、増大する**維持管理・改築業務を実行する能力の向上**と、従前取り組めなかった**経営改善、業務見直し等の経営課題の抜本的検討も可能に**
- ・ 組織内で動員できる職員数の充実による**災害対応力の強化**
- ・ 中長期的な**人材確保**（広域的・計画的な採用）とそれに伴う**技術の継承**に寄与

規模の効果と一元的なマネジメント

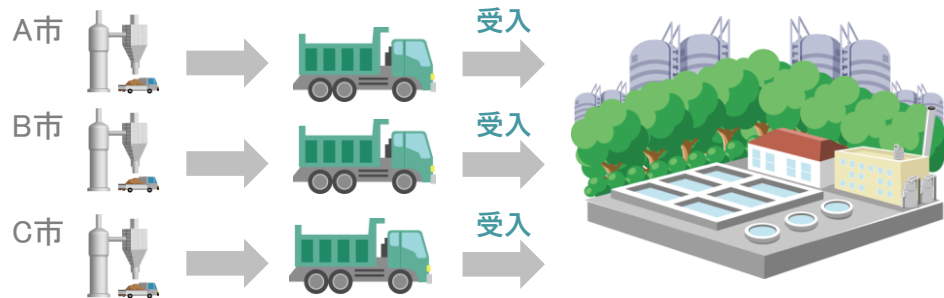
- ・ 管理の一体化（経営事務や維持管理の共同実施）や施設の共同化（施設の共用、資機材の共同確保）による**事業費の抑制と料金上昇の抑制**
- ・ **集約型と分散型のベストミックス**による施設の最適配置の検討も促進
- ・ 発注規模の拡大や資機材等の規格の統一化により、**地元企業**が創意工夫を活かし長期的に安定して**参画できる官民連携**を促進



※ 事業統合の場合は、事業認可（水道）や事業計画（下水道）を一本化するため個々の事業は残らない（会計・料金も原則統一）

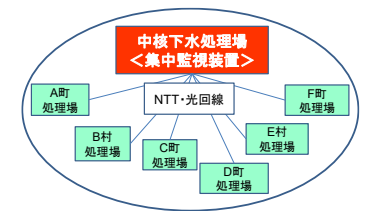
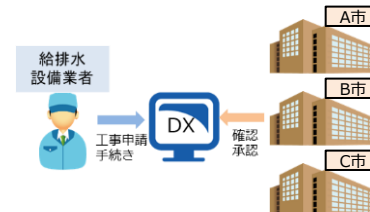
施設の共同化（ハード）

- ・ 汚泥の共同処理
- ・ 浄水場、処理場等の共同化



管理の一体化（ソフト）

- ・ 維持管理業務の共同発注や水質検査等の事務委託
- ・ 広域型の「水の官民連携」
- ・ 台帳、給排水工事申請、集中監視など各種システムの統一



事業運営の一体化に向けた方針

事業運営の一体化に向けた必要な取組

- 執行体制の強化に向けた事業運営の一体化をはじめとする広域連携を推進するため、制度的対応をはじめ、財政的支援、技術的支援の取組を行う。

取組区分		取り組み
制度的対応		「下水道法の一部を改正する法律案」 ・ 法律の目的に「下水道の基盤の強化」を明示するとともに、国の基本方針を創設 ・ 複数の下水道管理者の連携を推進するため、都道府県が広域連携推進計画を策定する制度を創設 ・ (本来は市町村が管理する)公共下水道を都道府県(都道府県加入の一部事務組合等を含む)が管理できる特例や、管理者間の協議により点検・修繕・改築を他の自治体が代行できる制度を創設 ・ 災害・事故時における都道府県による公共下水道の復旧工事の代行制度を創設するとともに、災害時の関係者連携の責務を明確化 ・ 改築資金を含む下水道使用料の算定の考え方を明確化
財政的支援		国土交通省において、事業運営の一体化の推進に対する個別補助制度を令和8年度に創設 総務省において、公営企業経営改善特例債を令和8年度に創設
技術的支援	伴走支援など	・ 国交省におけるモデル地域支援において、伴走支援を実施 ・ 総務省のアドバイザー制度で、事業運営の一体化を推進
	実践的な方策や考え方の提示	・ 広域連携に関するガイドラインを令和8年秋ごろに策定予定 ・ 主な観点は下記の通り ➢ 広域連携推進の計画づくりを円滑に進められるようにすること ➢ 事業運営の一体化の手法や必要性の理解促進を図ること ➢ 事業運営の一体化を実現するための手順、各段階で検討すべき事項や法手続き等を整理し、分かりやすく明示すること

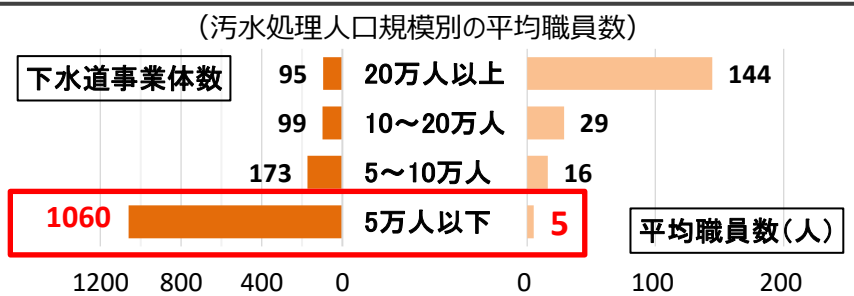
下水道法等の一部を改正する法律案

下水道の基盤強化・広域連携の推進

＜都道府県による広域連携推進計画の策定 等＞

改正の背景・必要性

- 現場の自治体職員数が減少する中、小規模団体が単独で維持管理や災害対応を行うことは困難。
- ⇒ 専門人材の確保、災害対応力の強化などの執行体制の強化や、事業の効率化が期待できる、**複数の自治体（下水道管理者）が一体となった広域連携による事業基盤の強化**が必要。



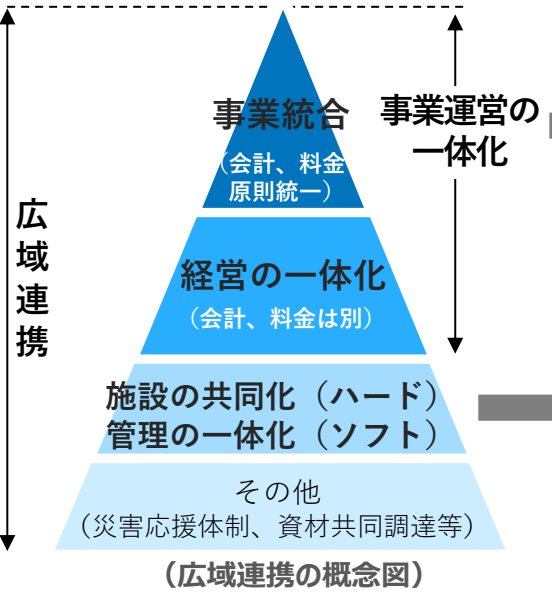
改正概要

国の基本方針を創設

広域連携推進計画の策定(各都道府県)

- ・ 連携の対象区域
- ・ 対象区域の下水道の現況・将来の見通し
- ・ 具体的な連携方法、必要な施設整備の内容

従来の管理者の枠組みを超えた連携制度を拡充



- (本来は市町村が管理する)**公共下水道を都道府県(都道府県加入の一部事務組合等を含む)が管理できる特例を創設**



- 管理者間の協議により**点検・修繕・改築を他の自治体が代行できる制度を創設(連携協力下水道制度)**



- 災害・事故時の連携では、都道府県による公共下水道の復旧代行制度を創設するとともに、国・自治体など関係者の**連携協力の責務**を明確化
- 将来の改築のための資金を含む**下水道使用料の算定の考え方**を明確化
- 基本方針に基づき、下水道管理者による**先端的な技術(DX)の活用**を推進

財政支援制度

下水道広域連携推進事業

- 人口減少下においても必要な上下水道サービスを維持していくため、2以上の自治体による汚水処理人口10万人以上の事業運営の一体化の取組を支援するための個別補助制度

交付対象事業

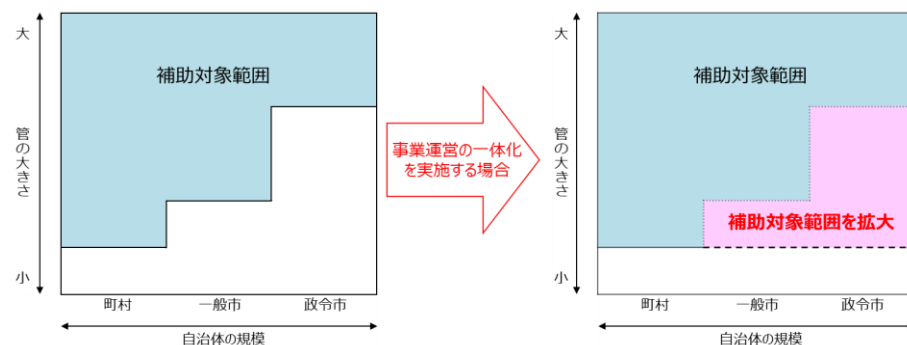
- 複数自治体による一定規模以上の事業統合又は経営の一体化（事業運営の一体化）を推進する事業
- ① 複数自治体による事業運営の一体化に係る計画の策定等
- ② 複数自治体による事業運営の一体化の開始又は開始後の運営基盤強化に必要な下水道施設等の整備事業
- ③ 本事業による下水道施設の統廃合に伴い廃止する下水道施設の撤去



事業運営の一体化と施設の最適配置（イメージ）

②、③について

通常は自治体規模が大きくなるほど管渠の補助対象範囲が狭くなるところ、事業運営の一体化対象自治体のうち最も規模の小さい自治体の補助対象範囲を適用。



管渠の補助対象範囲（イメージ）

留意事項

- 本事業の対象は、令和8年度以降に開始する複数自治体による事業運営の一体化であり、以下の①～④いずれにも該当する事業であること。なお、本事業は令和22年度までの時限事業とする。
- ① 市町村域を越えて2以上の自治体で実施する事業運営の一体化であること。
- ② 事業運営の一体化を行う区域における計画汚水処理人口が原則10万人以上であること。ただし、現在汚水処理人口が1万人未満の下水道事業を含む場合は、事業運営の一体化を行う区域における計画汚水処理人口が原則5万人以上であること。
- ③ 補助事業開始後5年以内に複数自治体による事業運営の一体化を実現すること。
- ④ 全体計画は原則10年間であること

公営企業経営改善特例債の創設

- 人口減少が進む中、これまで公営企業が提供してきたサービスを持続可能な形で提供していくためには、上下水道事業の広域化等をはじめ、更なる経営改善を進めることが重要
- 地方団体が、公営企業の経営改善の取組を円滑に行うことができるよう、これに伴い公営企業に係る特別会計の廃止等を行う場合に一般会計等が一時に負担する必要がある経費を対象として、当分の間、「公営企業経営改善特例債」を発行できることとし、負担の平準化を図る（地方財政法を改正）

1. 対象経費

- ・ 施設及び設備の撤去並びに原状回復に要する経費
- ・ 国又は地方団体から交付された補助金、負担金等の返還に要する経費
- ・ 地方債の繰上償還に要する経費
- ・ 退職手当の支給に要する経費 等 ※ 資産処分に係る収入を除く

2. 地方財政措置

- ・ 地方債充当率: 100%（資金手当）
- ・ 償還年限: 原則10年

3. 発行手続

- ・ 申請にあたり議会の議決
- ・ 総務大臣又は都道府県知事の許可

4. 活用が想定される経営改善の取組

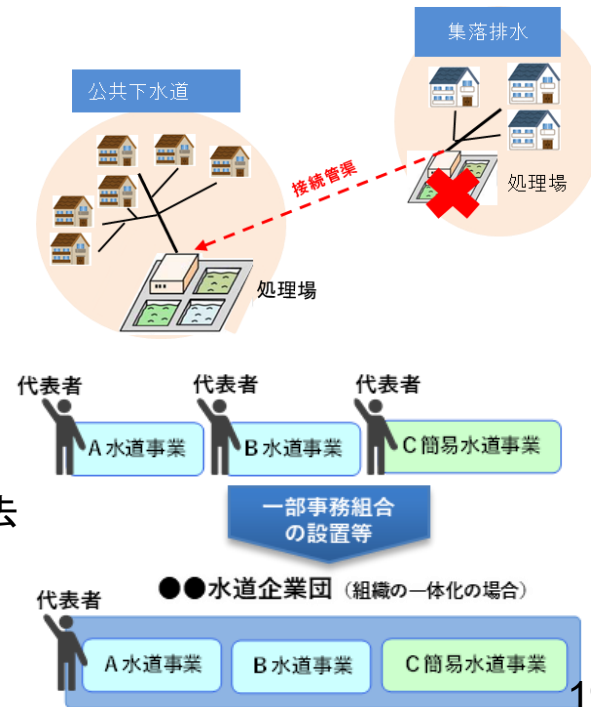
下水道事業

- 集落排水を公共下水道に接続
 - 集落排水を合併浄化槽に転換
- 汚水処理場の撤去など

水道事業

- 簡易水道を上水道に統合
 - 他の地方公共団体と事業を統合
- 浄水場の撤去など

※ 病院事業など上記以外の公営企業においても活用可能



モデル地域の検討支援・取組状況

令和8年度の「広域連携」と「汚水処理施設の最適化」のモデル地域支援

○ 「広域連携における事業運営の一体化」や「整備済み区域の浄化槽転換」に関する検討をしている地域をモデル地域として支援を行うことで、具体的な案件形成を促進すると共に、検討過程で得られた成果をガイドラインに反映。



愛知県西三河地域における県と市町の上下水道の一本化

- 強靱で持続可能な上下水道サービスを提供するため、愛知県と西三河地域の10市町で上下水道の一本化(上下水道の事務事業を担う新たな組織の設立)に向けた取組を進めている。
- 2024年8月に矢作川流域上下水道広域連携協議会(仮称)準備会を設立し、計7回実施。昨年12月に基本方針を策定し、矢作川流域上下水道広域連携協議会を設立した。
- 協議会において一本化の合意に向け、組織体制等の具体検討を進めている。



西三河地域の対象自治体

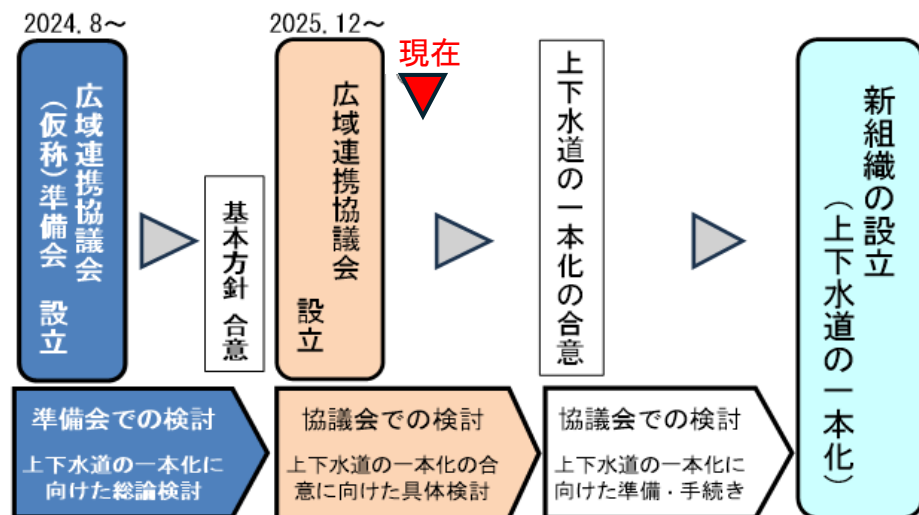


協議会設立総会（2025年12月）

基本方針に記載している新組織の取組方針

取組項目	主な内容
経営の一体化	新組織の設立時は、事業ごとに会計を区分し事業を実施 水道・下水道事業等を専門とした組織を構築
施設の共同化※	行政区域を越えた浄水場・処理場・農業集落排水施設等の統廃合
管理の一体化※	業務運営に最適な管理体制の検討 維持管理業務委託の共同発注、ユーティリティ(薬品など)の共同調達

※新組織設立前でも熟度に応じて事業実施



新組織設立までのフロー

下水道以外の集合汚水処理施設の取扱いについて

- 市町の下水道担当課において、下水道以外の集合汚水処理施設（農業集落排水施設（浄化槽法）、コミュニティプラント（廃掃法））も所管しているケースが多い。
- 料金徴収事務や施設の維持管理等、下水道とあわせて行うことが合理的であり、新組織で行う事務事業として持ち寄ることに支障が無ければ持ち寄ることを基本に考えたい。
 - 県と市町で構成される新組織（広域連合、一部事務組合等）に持ち寄ることは法的に問題ないか。その他、補助制度への影響など懸念される事案は無い。

下水道の雨水事業の取扱いについて

- 市町が実施する下水道事業は、汚水事業と雨水事業を行っており、事業計画も1つとして行っている。
- このうち、雨水事業の財源は一般会計であり、市民の生命・財産に直結し、まちづくりとも関連する事業であることから、従来どおり行政が行うべきであり、新組織に持ち寄る事業として適切でないとの意見もある。
- 下水道以外の雨水対策との責任分界点も、明確にできない部分があると想定される。
 - 広域連携における雨水事業の取扱いについて、方向性を示す予定はあるか。
 - 合流区域の扱いについて、配慮すべき点があるか。

1. 芦屋町との広域連携の目的と期待

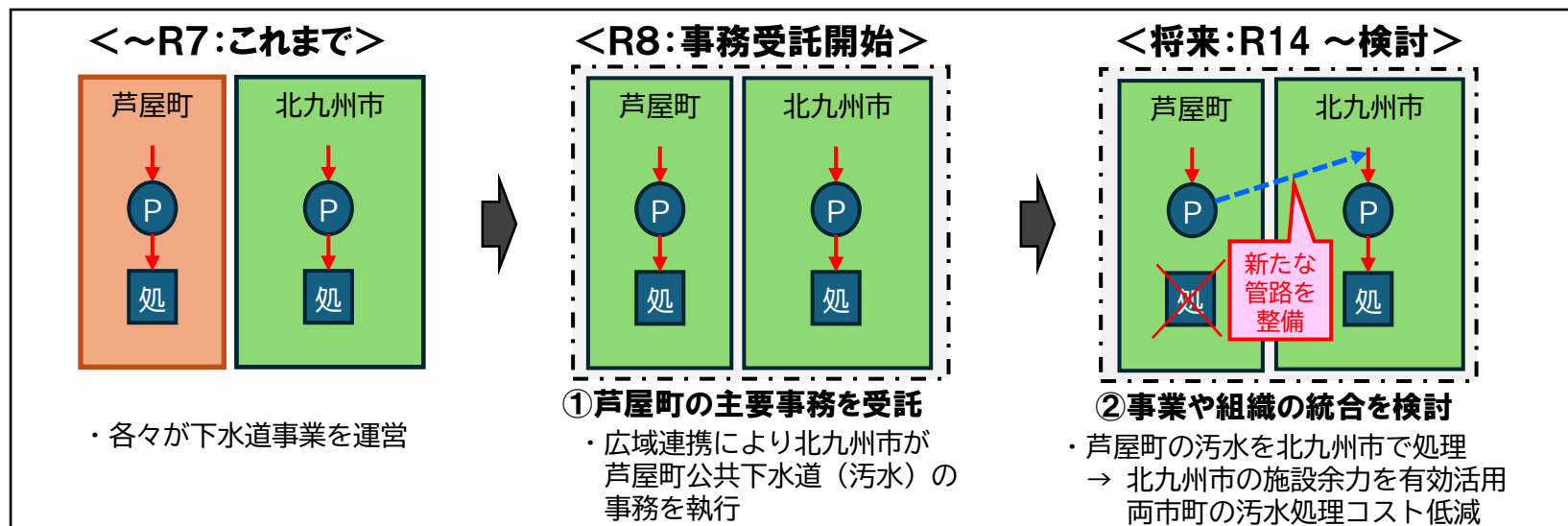
◆ 現状

- 両市町ともに、人口減少、技術職員不足、施設の老朽化といった課題が深刻化
特に芦屋町では技術職員不足から、単独での事業継続が困難になりつつある状況
- ⇒ 北九州市が長年培ってきた下水道事業の技術力と経験を活かし、
芦屋町の持続可能な下水道サービス確保と本市の連携中枢都市としての責務遂行を目指す

◆ 将来

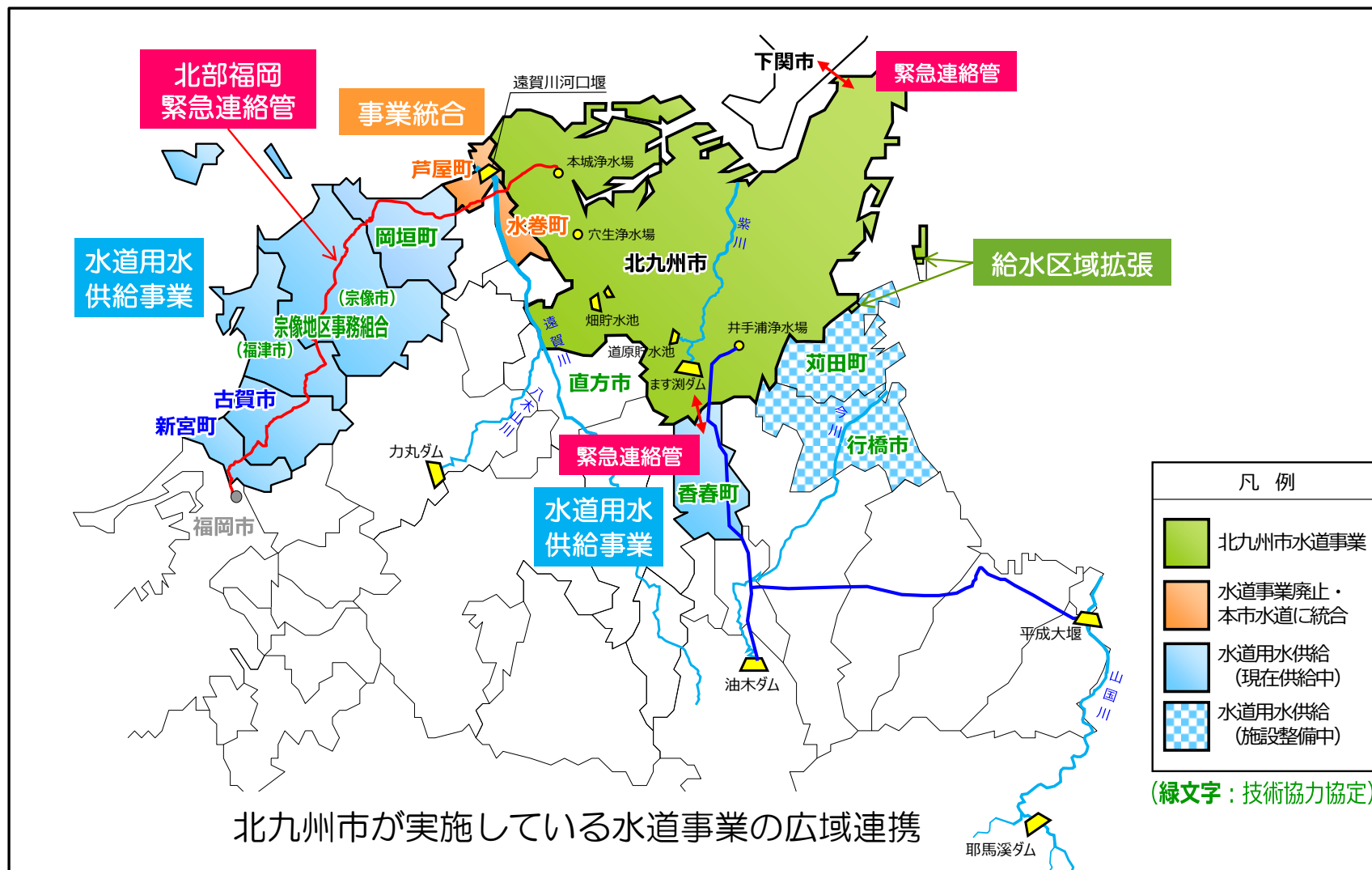
- 芦屋町の浄化センターを廃止し、北九州市の浄化センターで汚水进行处理することで、
芦屋町側は汚水処理コストの低減、本市は浄化センターの有効活用と処理収入が増加
- ⇒ 両市町にとって経営面でのメリットが生まれ、Win-Winの関係で、
持続可能な下水道サービスの提供へと繋がることを最大の効果として期待

◆ 事業イメージ



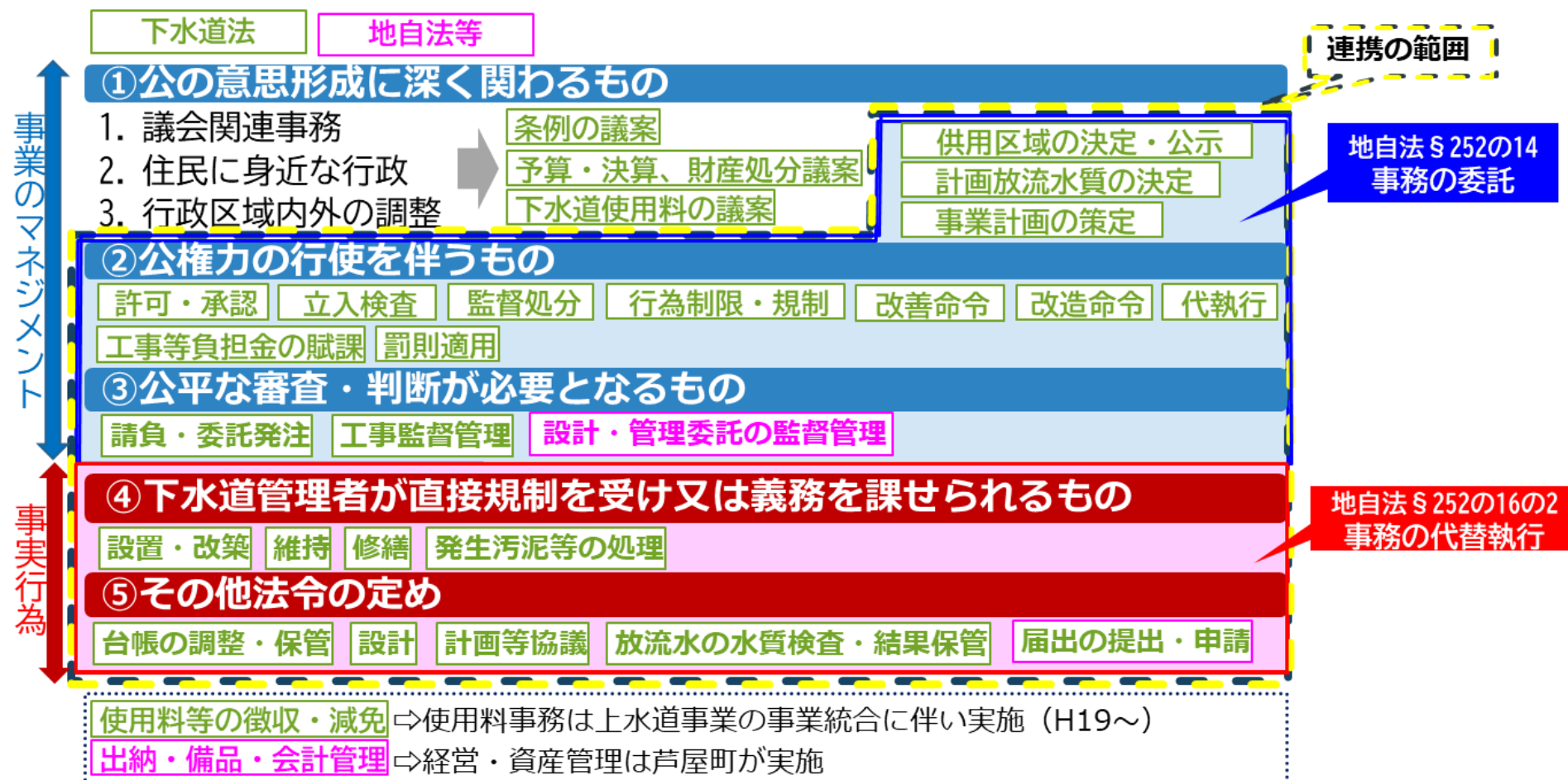
2. 先行する北九州市水道事業の広域連携

- ◆ 北九州市は芦屋町の水道事業を平成19年に事業統合し、本市と一体的に管理・運営
今回の下水道分野の連携は、この長年の協力関係を発展させるもの



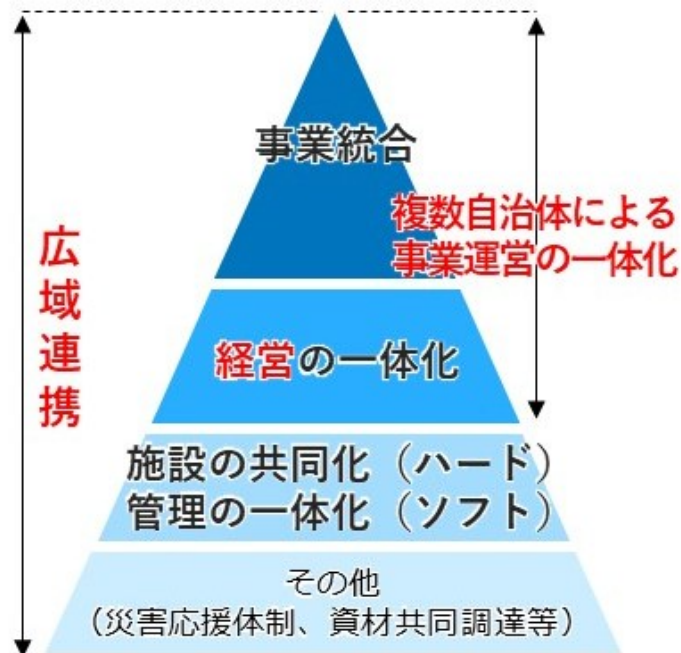
3. 広域連携の手法

- ◆ 下水道事業の主要事務について
地方自治法に基づき、「事務の委託（地自法 § 252の14）」
「事務の代替執行（地自法 § 252の16の2）」として受託



4. 芦屋町との広域連携における今後の課題

◆ 広域連携の段階



政策判断の一元化	★ 下水道管理者の統合 （運営方針・使用料・条例改正等の政策判断） ★ 雨水管理の一体化（災害時のリスク分担等）
経営の統合	・ 財務・資産状況の整理 （繰入金・起債残高や施設の健全度評価） ⇒ 事業計画・経営戦略の調整・合意形成
施設の統廃合 事務の一体化	・ 芦屋町污水受入れの施設整備（ポンプ場・管渠） ・ システム統合（料金・会計・施設台帳）
その他	・ 「水の官民連携」の導入による維持管理の効率化

◆ 広域連携の効果を最大化するための課題

★ 下水道管理者の統合

現状では、議会の手続きが両都市で必要となるなど行政手続きが煩雑なため、上下水道管理者を統合し、一元的な管理運営体制による効率的な事業運営が必要

★ 雨水管理の一体化

排水能力を上回る豪雨等による災害対応は「住民の安全」や「公的責任」など町の危機管理に大きく関わることから合意形成が困難

ガイドラインの作成方針

広域連携の推進に関するガイドラインの全体像

- 「広域連携の推進に関するガイドライン」は、施設の共同化や、管理の一体化に関することばかりでなく、事業運営の一体化を含め広域連携の取り組み全体を対象とする。
- 「広域化・共同化計画策定マニュアル」や「広域化・共同化計画実施マニュアル」においては、事業運営の一体化をする場合の留意事項として検討事項等の記載はあるが、事業運営の一体化の具体的な検討スキームは明記されていない。
- 「広域連携の推進に関するガイドライン」は、広域化・共同化に関する既存マニュアルの内容を統合再編しつつ、さらに、広域連携推進の計画づくりの進め方や、事業運営の一体化の具体的な検討スキーム等を示すものとする。

※赤字は、変更・追加のある事項

既存マニュアルの構成

広域化・共同化計画策定マニュアル

ブロック割の検討

計画に関する検討方法・進め方

広域化・共同化計画実施マニュアル

施設の共同化・管理の一体化の
進め方・留意事項

計画の進捗管理・見直し

下水道事業における広域化・共同化の事例集

施設の共同化・管理の一体化の取組事例

移行

今後のガイドラインの構成

広域連携の推進に関するガイドライン

①広域連携推進の計画づくりの進め方に関すること

連携の必要性やメリットの共有

枠組み(主体や対象区域等)の検討

計画に関する検討方法・進め方

②事業運営の一体化の進め方に関すること

事業運営の一体化の進め方・留意事項

施設の共同化・管理の一体化の進め方・留意事項

計画の進捗管理・見直し

広域連携の事例集

事業運営の一体化の取組事例

施設の共同化・管理の一体化の取組事例

①広域連携推進の計画づくりの進め方に関すること

議論したいこと	・広域連携の推進にあたり検討する事項や、広域連携推進計画に記載する事項について、過不足があるか ・各事項の考え方や具体内容はどのようなことか
---------	---

実施手順

準備段階

広域連携推進計画の内容の具体化

協議段階

広域連携推進計画の策定

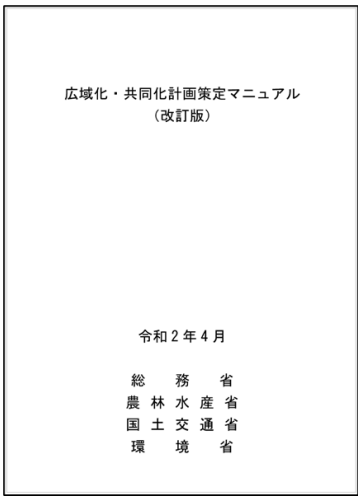
事業実施段階

検討事項の例

広域連携推進計画に定める内容	
①	下水道管理者間の連携等の推進に関する基本的な事項
②	計画区域における公共下水道、流域下水道又は都市下水路の現況及び将来の見通し
③	計画区域における下水道管理者間の連携等に必要な措置に関する事項
④	計画区域において下水道管理者間の連携等を行うにあたり必要な施設整備に関する事項

- ・必要性(各団体の事業運営の課題・危機意識)の共有
- ・期待される効果やメリットの具体化と共有
- ・連携の枠組み(主体、対象区域等)
- ・検討体制
- ・連携対象区域の下水道の現況・将来の見通し
- ・具体的な連携方法、必要な施設整備の内容
- ・ロードマップの作成 等

既定マニュアルの構成を参考に検討事項を追加して全体を構成



- 1 総論
 - 1-1 広域化・共同化計画策定の目的
 - 1-2 マニュアルの適用範囲
 - 1-3 広域化・共同化計画の策定手順
 - 1-4 広域化・共同化計画の策定体制
 - 1-5 関連計画との調整
 - ⇒広域連携推進の法制度
 - ⇒段階的な広域連携の考え方
- 2 基礎調査
 - 2-1 現状分析・将来予測と課題の整理
 - 2-2 意向調査
 - ⇒連携対象区域の下水道の現況・将来の見通し
 - ⇒必要性(各団体の事業運営の課題・危機意識)の共有
- 3 広域化・共同化ブロック割の検討
 - 3-1 各ブロックにおける検討課題の整理
 - ⇒連携の枠組みの考え方(対象区域等)
 - ⇒検討体制

- 4 広域化・共同化メニュー案の検討
 - 4-1 各ブロックにおける広域化・共同化メニューの提案
 - 4-2 広域化・共同化メニューとグループのマッチング検討
- 5 広域化・共同化メニューの効果検討
 - 5-1 広域化・共同化による効果の考え方
 - 5-2 総合的な評価
 - ⇒期待される効果やメリットの具体化と共有
- 6 広域化・共同化計画への位置づけに向けた具体的な検討
 - 6-1 計画への位置づけに向けた各種検討
 - 6-2 関係団体等との調整
 - 6-3 広域化・共同化実現に向けたロードマップ
 - ⇒具体的な連携方法、必要な施設整備の内容
 - ⇒広域連携のロードマップ
- 7 広域化・共同化計画のとりまとめ及び進捗管理
- 8 巻末資料
 - 8-1 各種分析ツール及びマニュアル等
 - 8-2 広域化・共同化シミュレーションの事例

②事業運営の一体化の進め方に関すること

議論したい
こと

- ・検討整理が必要な事項や、取り組みやすくするための事項について、過不足あるか
- ・各事項の考え方や具体内容はどのようなことか

実施手順

準備 段階

一体化の方法
や協議事項の
具体化

協議 段階

合意形成
計画の策定

組織設立 段階

運営開始

検討事項の例

準備 段階

- ・一体化の方法
- ・権限と責任の所在
- ・意思決定方法

協議 段階

- ・費用負担の方法(一般会計繰入金等)、使用料水準の考え方
- ・実施事業の範囲
- ・個別施策(管理水準、官民連携の進め方、さらなる効率化方策など)の取扱い
- ・組織体制・職員の身分
- ・事務(システム等)の統一化
- ・議会や利用者への説明方法
- ・事業運営の一体化の開始後に整理していく事項の峻別

等

組織設立段階

- ・一部事務組合、広域連合の設立
- ・下水道法等の法令に基づく手続き 等

既定マニュアルの構成を参考に検討事項を追加して全体を構成

広域化・共同化計画実施マニュアル

令和6年4月

総務省
農林水産省
国土交通省
環境省

1 総論

- 1-1 広域化・共同化計画推進の必要性
- 1-2 CAPD による広域化・共同化の取組深化
- 1-3 マニュアルの適用範囲
- 1-4 広域化・共同化計画の位置付け
- 1-5 広域化・共同化計画の推進体制
- 1-6 関連計画との調整
- 1-7 脱炭素・資源循環・DX・官民連携の推進
- 1-8 広域化・共同化に係るマニュアルの体系
- 1-9 事例集の活用
- 1-10 本マニュアル活用にあたっての留意事項

2 計画の進捗管理

- 2-1 計画の策定状況
- 2-2 進捗管理の必要性と目的
- 2-3 進捗管理の方法
- 2-4 経営改善効果の測定

3 計画の変更

- 3-1 計画変更の考え方
- 3-2 定期的な見直し
- 3-3 随時の見直し
- 3-4 変更計画の公表

4 個別メニューの推進

- 4-1 広域化・共同化を実施する手法
- 4-2 各種個別メニューの事業化に適用されている主な制度
- 4-3 事業統合・経営の一体化
- 4-4 汚水処理の共同実施
- 4-5 汚泥処理の共同実施
- 4-6 施設の広域監視
- 4-7 計画・調査委託の共同発注
- 4-8 水質検査・特定事業場排水指導の共同発注
- 4-9 維持管理業務の共同発注
- 4-10 災害時対応の共同化
- 4-11 庁内事務の共同化
- 4-12 広域化・共同化の推進に係る各種財政支援制度

新規追加

- ・一体化の方法
- ・権限と責任の所在の整理
- ・意思決定方法
- ・費用負担の方法(一般会計繰入金等)、使用料水準の考え方
- ・実施事業の範囲
- ・個別施策(管理水準、官民連携の進め方、さらなる効率化方策など)の取扱い
- ・組織体制・職員の身分
- ・事務(システム等)の統一化
- ・議会や利用者への説明方法
- ・事業運営の一体化の開始後に整理していく事項の峻別
- ・一部事務組合、広域連合の設立
- ・下水道法等の法令に基づく手続き

【参考】污水处理の「広域化・共同化計画」における検討ブロック数

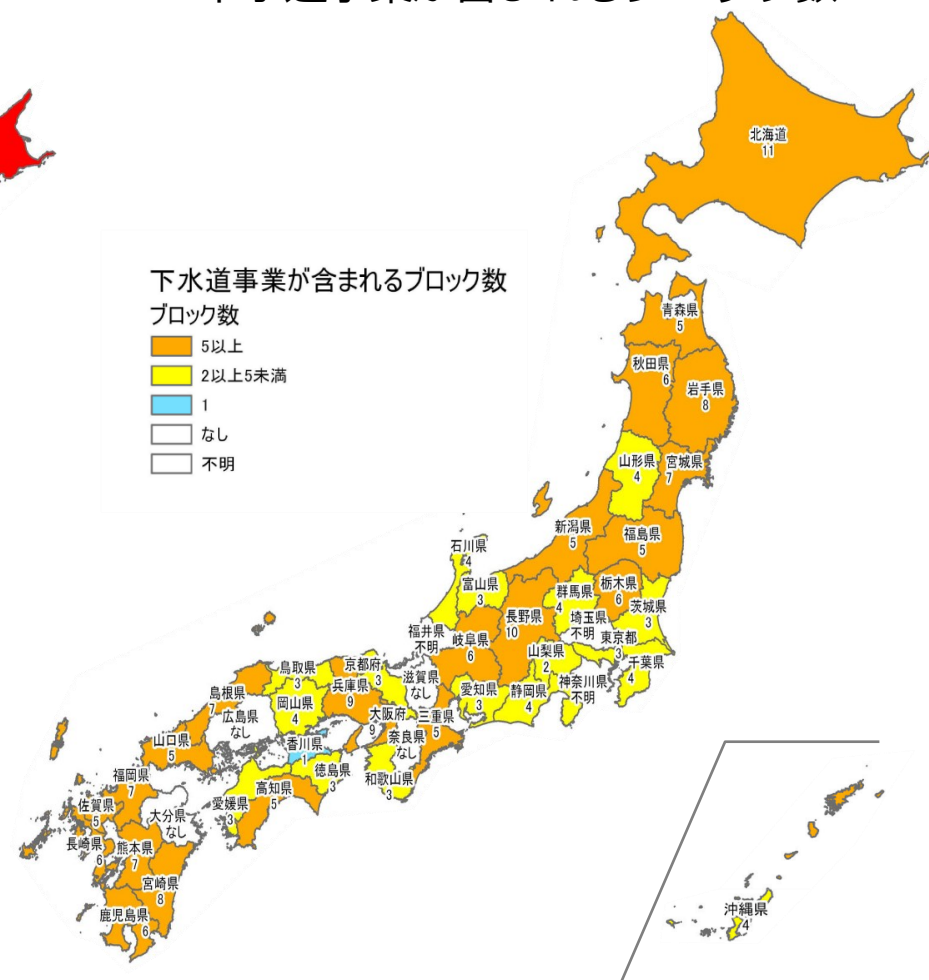
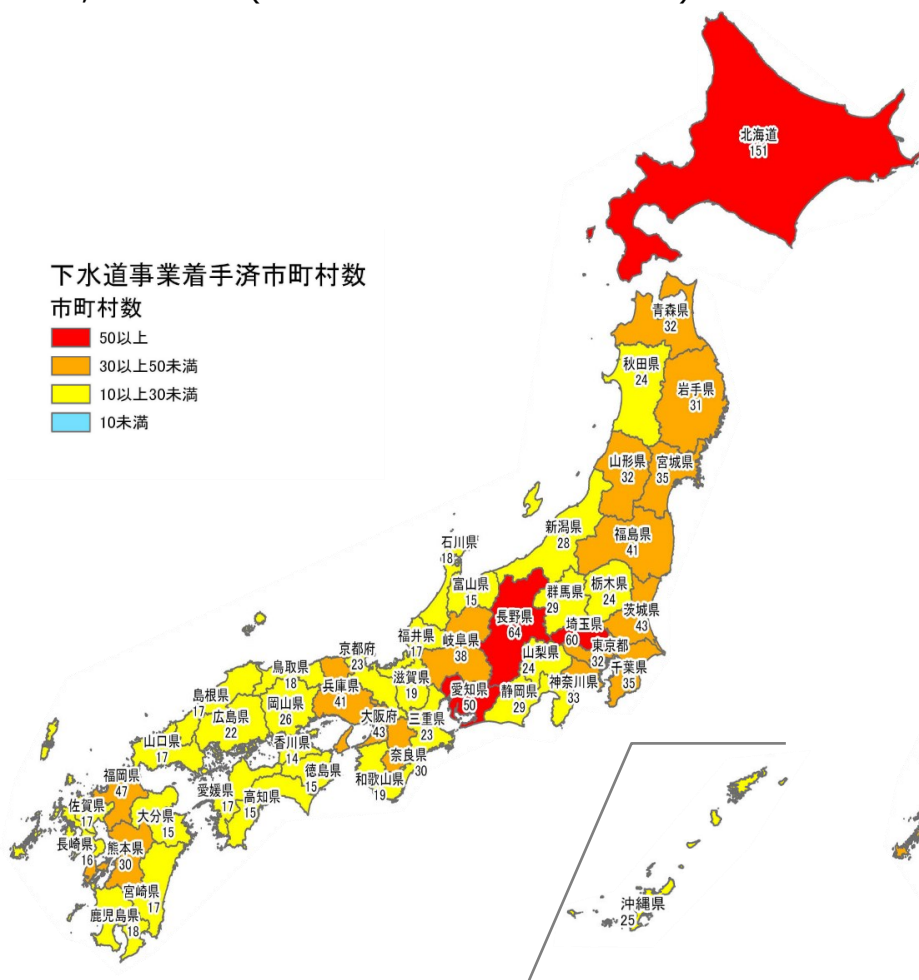
令和7年5月20日「第4回 上下水道政策の基本的なあり方検討会」資料2より

- 污水处理の広域化・共同化計画における下水道事業が含まれる検討ブロックは、
全国で**206**ブロック。 ※ブロック総数は208。ブロック分けしていない、または不明な7県はブロック数に含まれていない。
- 個別ブロック内の平均市町村数は約**7**団体

各都道府県の下水道事業着手済みの市町村数

※1,429市町村(令和6年度日本の下水道より)

広域化・共同化計画における各都道府県の
下水道事業が含まれるブロック数

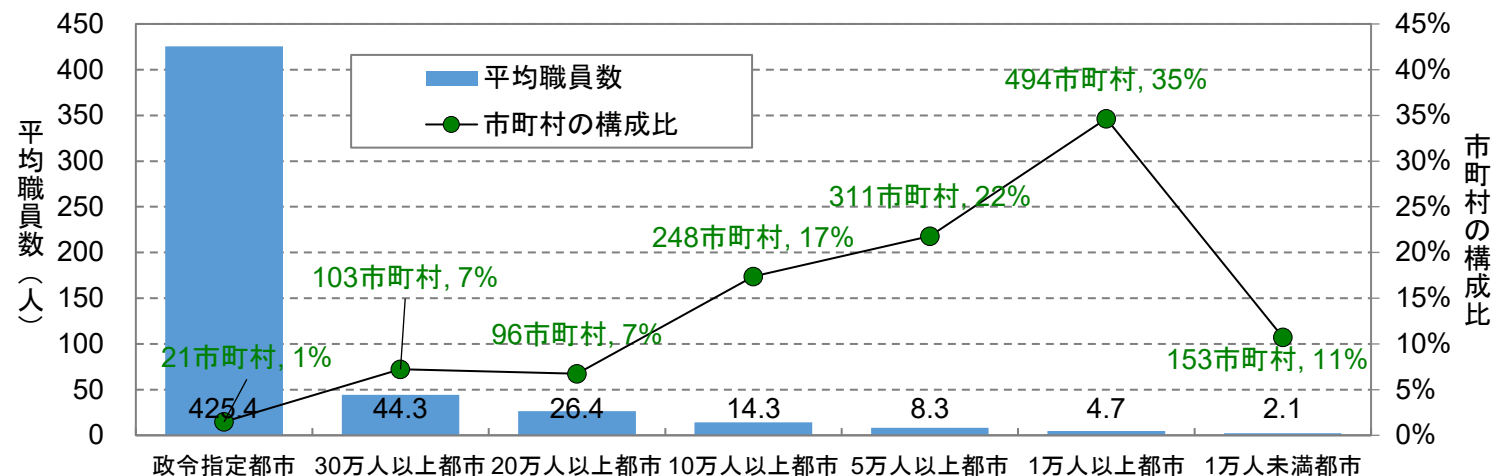


【参考】広域連携した場合のブロックの規模と職員数(下水道)

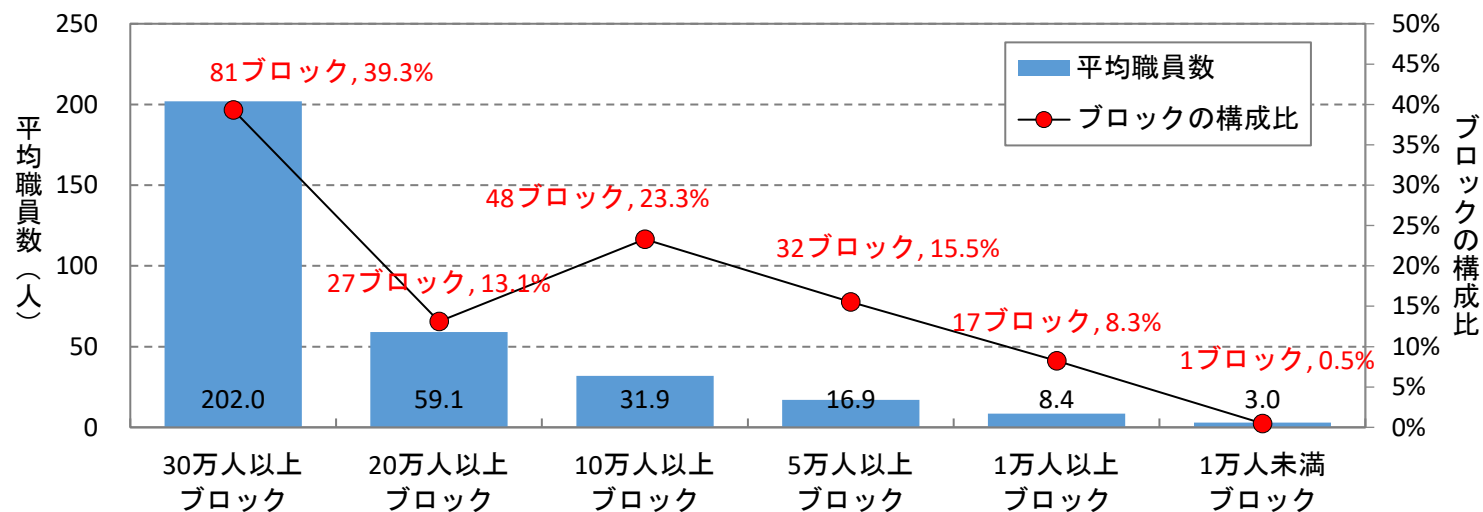
令和7年5月20日「第4回 上下水道政策の基本的なあり方検討会」資料2より

- 広域化・共同化計画における検討ブロック単位で広域連携したと仮定した場合、汚水処理人口20万人以上のブロックは108ブロック(全体の約52%)、10万人以上のブロックが156ブロック(全体の約76%)になる。

現状



広域化・共同化計画における検討ブロック単位で広域連携した場合

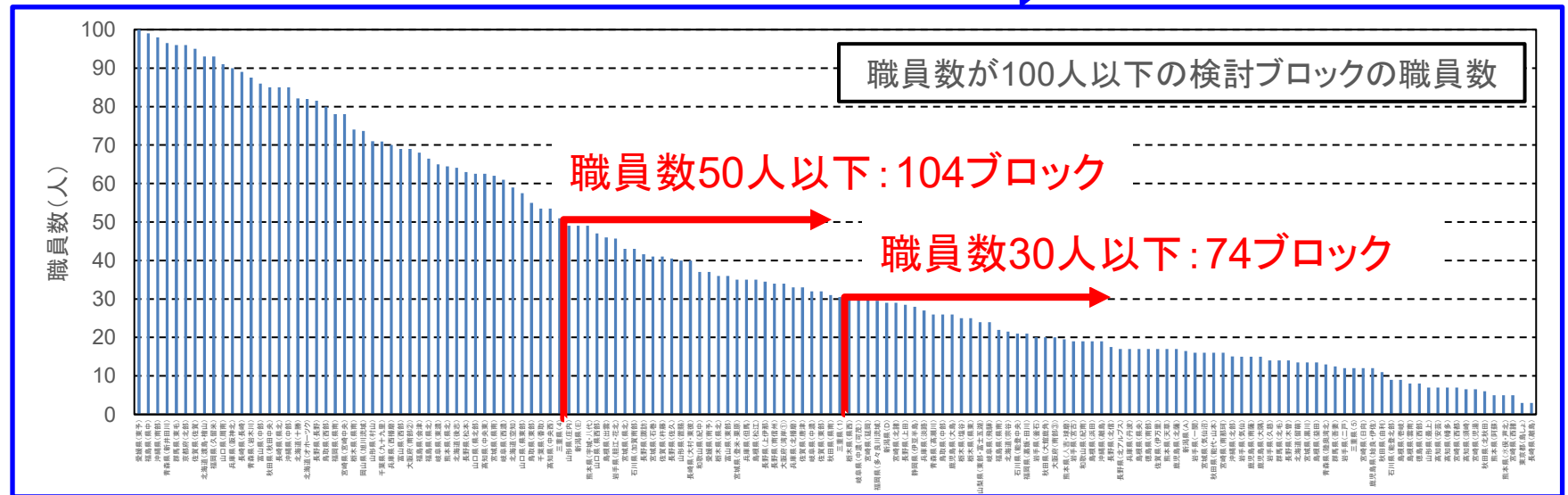
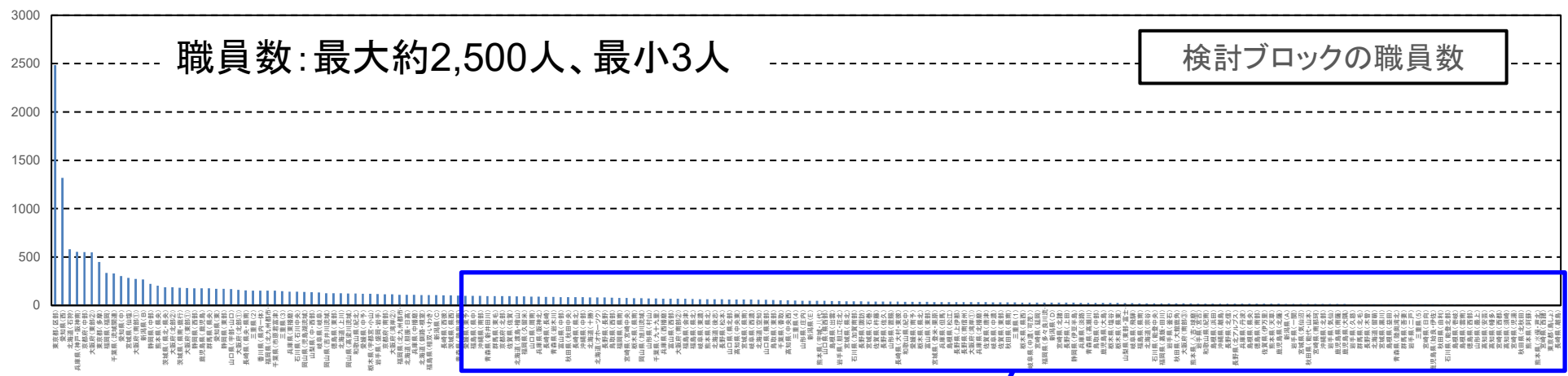


※いずれも令和4年度下水道統計より集計

【参考】各検討ブロック内の職員数(下水道)

令和7年5月20日「第4回 上下水道政策の基本的なあり方検討会」 資料2より

- 検討ブロック内で広域連携した仮定すると、全206ブロックのうち、職員数50人以下が104ブロック(約50%)、30人以下が74ブロック(約36%)となっている。



※令和4年度下水道統計より集計